

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	住民生活支援金事業	①全町民を対象に町民1人あたり5,000円の給付を行うことにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の支援を行う。 ②給付金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、公金取り扱い手数料、システム導入費、旅費、工事、備品購入費、超過勤務手当、会計年度任用職員 ③給付金14,080人×5,000円=70,400千円、消耗品費300千円、印刷製本費433千円、通信運搬費7,390世帯×180円+7,390世帯×110円(返信用)+再送分=3,224千円、電話代108千円、公金取扱手数料1,478世帯×110円+5,912世帯×220円+繰り戻し等手数料33千円=1,497千円、広報配送手数料33千円、システム導入費7,306千円、電話工事費106千円、備品購入費797千円、超過勤務手当1,273千円、会計年度任用職員3,429千円(うち72,726千円に交付金を充当)	R8.2	R8.4以降
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰重点支援給付金事業(おこめ券配布事業)	①町内全世帯におこめ券を配布することにより、物価高騰の影響に対する生活支援を行う。 ②消耗品費、通信運搬費、広報紙配送手数料、おこめ券発送業務委託料 ③おこめ券480円×7,500世帯=36,000,000円、ギフト袋封入費207,000円、おこめ券送付郵便代(ゆうパック)481円×7,500世帯=3,607,500円、おこめ券配送委託料2,068,000円(おこめ券封入、案内文印刷等)、消耗品費100,000円、会計年度任用職員488,000円、時間外勤務手当620,000円 ④町内世帯	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食無償化事業(小学校)	①町内小学校給食の安定的な供給を図るため、物価高騰により上昇した賄材料費の上昇分に充当する。(教職員は除く) ②賄材料費 ③小学校児童450人×150日×上昇単価40円=2,700,000円 小学校児童450人×48日×上昇単価60円=1,296,000円 ④町内小学校全児童 ※No.9と同一事業であるが、No.7にはR7予備費分を充当する。	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食無償化事業(中学校)(R7予備費分)	①町内中学校給食の安定的な供給を図るため、物価高騰により上昇した賄材料費の上昇分に充当する。(教職員は除く) ②賄材料費 ③中学校生徒242人×147日×上昇単価40円=1,422,960円 中学校生徒242人×46日×上昇単価60円=667,920円 ④町内中学校全生徒	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯応援給付金	①長引く物価高騰により家計への影響が大きい子育て世帯に対して、子ども1人当たり5千円を給付する。 ②消耗品費、通信運搬費、広報紙配送手数料、公金取扱手数料 ③給付金5千円×1,450人=7,250千円、消耗品費20,000円、通信運搬費96円×1,050件101千円、広報紙配送手数料478円×67ヶ所=33千円、公金取扱手数料330円×900件+800円×3回=300千円、会計年度任用職員48千円、時間外勤務手当46千円 ④町内18才以下の子どもがいる子育て世帯	R7.6	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食無償化事業(中学校)(R6補正分)	①町内中学校給食の安定的な供給を図るため、物価高騰により上昇した賄材料費の上昇分に充当する。(教職員は除く) ②賄材料費 ③中学校生徒242人×147日×上昇単価40円=1,422,960円 中学校生徒242人×46日×上昇単価60円=667,920円 ④町内中学校全生徒 ※No.7と同一事業であるが、No.9にはR6補正分を充当する。	R7.4	R8.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	住民生活支援金事業 現役世代加算	①全町民を対象に町民1人あたり5,000円の給付を行います。さらに働く世代(19才～64才)を対象に1人あたり5,000円の加算を行うことにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた現役世代の支援を行う。 ②給付金 ③6,890人×5,000円=34,450千円 ④19才～64才の全町民	R8.2	R8.4以降
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	住民生活支援金事業 高齢者加算	①全町民を対象に町民1人あたり5,000円の給付を行います。さらに高齢者(65才以上)を対象に1人あたり5,000円の加算を行うことにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた高齢者の支援を行う。 ②給付金 ③5,730人×5,000円=28,650千円 ④65才以上の全町民	R8.2	R8.4以降